

地域限定型一般競争入札の執行について

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

沼田町長 横 山



1 入札に付す事項

- (1) 業 務 名 中山間携帯電波不感地域通信対策業務委託（その1）
- (2) 業務場所 雨竜郡沼田町内（真布地区）
- (3) 業務期間 契約締結の日の翌日から令和8年3月10日まで
- (4) 概 要 設計書及び特記仕様書のとおり（別添）

2 入札に参加する者の必要な資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 沼田町競争入札参加資格関係事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿において登録されており、かつ、北海道内に本社又は支店等を有しており、確実に履行可能な業者であること。
- (3) 入札参加申込の日から入札執行（開札）の時までの期間に、沼田町競争入札参加資格関係事務処理要綱第8条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 令和6年度以前概ね10年間に、北海道内において本業務と同種の実績（業務が完成、又は引き渡しが進んでいるものに限る。）を有していること。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については17（6）を参照。）

3 入札の参加申請

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別添）と一般競争入札参加資格審査申請書受理票（別添）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似実績調書及び実績を証明するための契約書等の写し

- (1) 提出期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月9日（月）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課
- (3) 提出方法 持参することとし郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) そ の 他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）に対しては、令和7年6月10日（火）までにその理由を付して電話で連絡する。

なお、令和7年6月10日（火）までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

5 非資格者に対する理由の説明

（1）非資格者は、令和7年6月12日（木）までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は沼田町役場建設課に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

（2）理由の説明は、令和7年6月13日（金）までに書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課

7 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

9 入札執行（開札）の場所及び日時

（1）場 所 雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場
沼田町健康福祉総合センター 2階 大会議室

（2）日 時 令和7年6月16日（月）午前10時00分

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に沼田町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

13 図面、設計書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧書等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができる。

ア 閲覧期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月9日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課

(2) 設計図書等に関する質問は、質問書（別添）によるものとし、持参（又は郵送）により提出すること。

ア 受付期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月9日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課

(3) 質問に対する回答は、回答書（別添）によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月9日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課

14 支払条件

(1) 前金払 あり

契約金額の30%以内

(2) 支払方法

業務受渡後、適法な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

15 契約書作成の要否等 必要とする。

16 最低制限価格

(1) 最低制限価格 あり

(2) 最低制限価格を下回った業者は、2回目の入札に参加出来ない。

17 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、沼田町財務規則（平成5年規則第3号）第110条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

(2) 競争入札に付し、入札者がいないときは入札を中止するものとする。

(3) 入札者が1人しかいない場合であっても、入札を執行するものとする。

(4) 入札の執行回数は2回までとする。

(5) 談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。

ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(6) 2 (6) でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ 上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(7) この公告に定めるもののほか、沼田町財務規則その他関係法令等を遵守すること。

(8) 公告の写し等の交付

この公告の写し・設計図書等の様式は、次のとおり交付する。

ア 交付期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月9日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課

ウ 交付方法 その場所で直接交付する。

エ 費用 無料とする。

その他入札に関し不明な点は、沼田町役場建設課管理グループに照会すること。

（電話0164-35-2116）